# 第2期 鳥栖市 子ども・子育て支援事業計画 (素案)

令和2年3月 鳥 栖 市

# 目 次

第1草_計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	2
(1)子ども・子育て会議の設置	2
(2)アンケート調査の実施	
(3) 国・県との連携	
(4) パブリック・コメントの実施	4
5. 計画の進行管理および点検	4
第2章 統計からみる、鳥栖市の現状	5
1. 人口の動向	5
(1)人口ピラミッド	5
(2)人口の推移および将来推計	
(3)年齢3区分人口割合の推移および将来推計	
(4)第2期計画期間中の8歳以下各歳別人口推計	
2. 合計特殊出生率の推移	
3. 世帯数の推移	
4. 経済状況及び就業構造の変化	11
5. 未婚率の推移	12
第3章 計画の基本理念	13
1. 計画の基本理念	13
2. 計画の基本目標	13
3. 計画の体系	14
第4章 基本目標ごとの取り組み	15
基本目標1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり	15
(2)子育て家庭の孤立を防ぐ環境づくり	18
基本目標2 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり	
(1)仕事と家庭のバランスが取れた良好な子育て環境の構築	
(2)子育て家庭の多様なニーズに応える環境づくり	22

基本目標3 子育て家庭を地域で支える環境づくり	24
(1)安心して子育てできる安全な環境づくり	24
(2)支援を要する子どもと家庭を地域で支える環境づくり	26
第5章 子ども・子育て支援事業計画	29
1. 見込み量の算出	29
2. 教育・保育提供区域の設定	31
3. 教育・保育施設の充実	33
(1)教育・保育施設の需要量および確保の方策	33
(2)教育・保育施設の事業計画	34
4. 地域子ども・子育て支援事業の充実	39
(1)利用者支援事業	39
(2)地域子育て支援拠点事業	40
(3)妊婦健康診査	43
(4)乳児家庭全戸訪問事業	44
(5)養育支援訪問事業	45
(6)子育て短期支援事業	46
(7) ファミリー・サポート・センター事業	47
(8)延長保育事業	48
(9) 一時預かり事業	49
(1O)病児 • 病後児保育事業	51
(11)放課後児童健全育成事業	52
(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業	58
(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	58
5. 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保	59
(1)認定こども園の普及に関する考え方	59
(2)保育所、幼稚園、認定こども園、小学校との連携の推進	59
(3)3歳未満児に係る取り組みと3歳以上児にかかる取り組みの連携	59
(4)外国につながる幼児への支援	60
(5) 就学前教育・保育の「質の向上」に向けた取組	60

# 第1章 計画の概要

### 1. 計画策定の趣旨

わが国では少子化と共に高齢化が進行しており、将来的に労働力人口の減少による社会保障負担の増加、地域社会の活力低下が予想されています。若年層の非正規雇用の増加や働き方の多様化、未婚率の上昇、晩婚化の進行、子育て世帯の長時間労働など、子育てをめぐる社会環境は依然として厳しい状況にあります。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによって、子育て世帯が地域で孤立してしまうことも懸念されています。

このような課題に対応するため、国においては幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度より始まりました。

このことから、本市では、平成27年4月に「鳥栖市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子育てを支えあい 子どもたちが健やかに成長し よろこび・温かみ・安心感のあるまち」を基本理念に掲げ、子ども・子育て支援に関する各種施策に取り組んできました。

この度、計画期間満了を受け、本市に存在する諸課題を改めて把握するとともにその解決に向けた道筋をつけるため、計画を見直すこととしました。「第2期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画」では、第1期計画の基本理念を継承し、子どもと子育て家庭をめぐる諸課題を地域全体で解決する道筋をつけるとともに、子育てを支え合い、子どもたちが健やかに成長し、よろこび・温かみ・安心感のあるまちの実現に向けて計画を推進していきます。

### 2. 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本市の子育て支援の総合的な計画となります。また、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)が改正され、法律の有効期限が令和7年3月31日までに延長されたことから、同法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」を一体的に策定するものとします。

また、鳥栖市総合計画における子育て支援施策の分野別計画として、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により上位計画として位置づけられた「鳥栖市地域福祉計画」 や「鳥栖市障害者福祉計画」、「鳥栖市男女共同参画行動計画」、「うららトス21プラン」 等を始めとする市の各種関連計画及び国・県の計画との連携を図っています。

### 3. 計画の期間

計画期間については、令和2年度を開始初年度とし、令和6年度までの5年間とします。

# 4. 計画の策定体制

#### (1)子ども・子育て会議の設置

子育て支援に関する事業に従事する者、保護者、公募委員などから構成される「鳥栖市子ども・子育て会議」を設置し、意見を聴取しながら本計画を策定しました。

### (2) アンケート調査の実施

本市に居住する保護者を対象に、アンケート調査を実施しました。日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをおうかがいし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としました。

#### (調査の目的)

子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ、子育てや少子化に関する意識等を把握することにより、今後の子育て支援施策の充実に活かすとともに、「子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするため。

#### (調査の対象)

就学前児童の保護者	本市在住の就学前児童の保護者から無作為抽出
小学生の保護者	本市在住の小学生の保護者から無作為抽出

#### (調査の方法)

就学前児童の保護者	郵送による配付・回収
小学生の保護者	郵送による配付・回収

#### (調査の期間)

平成 31 年 1 月 11 日~平成 31 年 1 月 25 日

#### (回収の結果)

	配布数	回 収 数 (有効回収数)	回 収 率 (有効回収率)
就学前児童の保護者	1,000 件	442件	44.2%
小学生の保護者	500 件	226 件	45.2%
計	1,500件	668件	44.5%

### (3) 国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。

### (4) パブリック・コメントの実施

令和2年1月に本計画の素案を広く公表してそれに対する意見を求めるパブリック・コメントを実施し、そこで寄せられた意見を計画に反映します。

パブリックコメント実施後に適切な文言に書き換えます。

# 5. 計画の進行管理および点検

本計画における行政の主な施策については、定期的に事業実施の有無やその結果の進行管理を行っていきます。

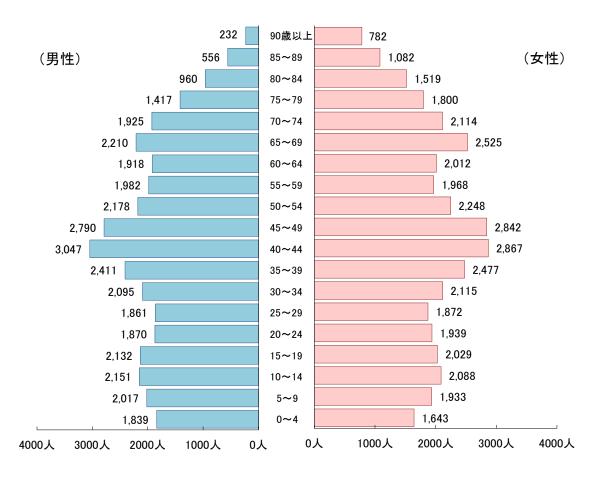
また、次回計画の見直し時期には、ニーズ調査等を実施し、鳥栖市子ども・子育て会議での検討を経て、計画の見直しや修正、内容の追加などを行います。

# 第2章 統計からみる、鳥栖市の現状

# 1. 人口の動向

### (1) 人口ピラミッド

本市の年齢別人口構成をみると、男女ともに、40歳~44歳の人口が最も多いことが分かります。年齢階層が低くなるに従って概ね人口は減少し、25歳~29歳で 底を打った後、若干人口が増加するものの、その後、再び減少に転じています。



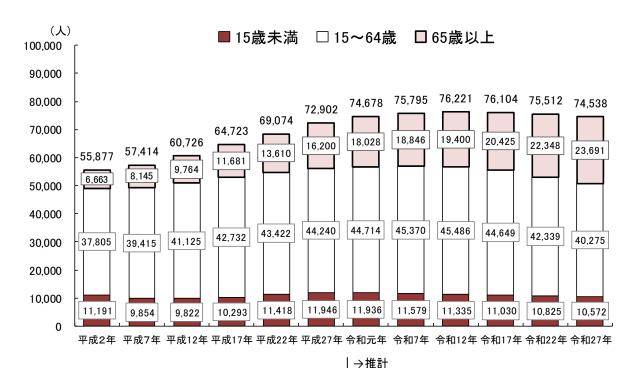
図表 1 人口ピラミッド

資料:住民基本台帳(平成31年4月1日時点)

### (2)人口の推移および将来推計

本市の人口は、平成 2 年以降増加傾向にありますが、増加率は年々低くなっています。また、15 歳未満人口はほぼ横ばいなのに対し、65 歳以上の人口は増加傾向にあり、高齢化が進んでいることが見て取れます。

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、今後、令和 12 年まで人口増加傾向は継続しますが、その後、減少傾向に転じることが見込まれています。



図表 2 人口の推移及び将来推計

資料: 国勢調査(各年10月1日時点 ※総数は年齢不詳の方を含む) ※令和元年以降は国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計より

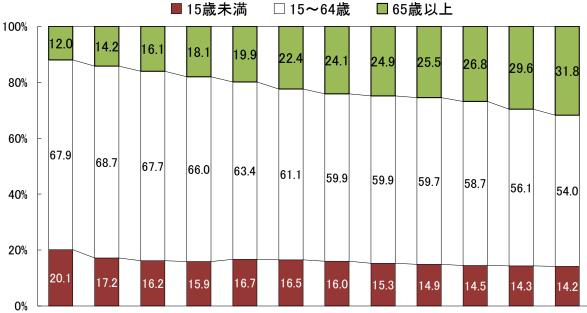
#### (3)年齢3区分人口割合の推移および将来推計

人口を年齢別に3区分(15歳未満、15~64歳、65歳以上)し、その内訳の推移をみると、平成2年では全人口に占める高齢者(65歳以上)の割合は12.0%であったものの、その後急速な高齢化が進行し平成27年には高齢化率が22.4%になっています。

一方、15 歳未満の年少人口の割合は、平成2年では20.1%であったのが、平成27年には16.5%まで低下しており、高齢化と同時に少子化が進行していることが分かります。

人口推計の結果、今後も高齢化は進行し、令和 12 年には高齢化率が 25.5%となる見込みです。これは、本市の市民の 4 人に1人以上が高齢者になることを意味しています。その後も高齢化は進行し、令和 27 年には高齢化率が 31.8%まで上昇し、本市の市民の 3 人に 1 人が高齢者になることが予想されています。

また、少子化の傾向についても、今後も緩やかに継続する見込みです。



図表 3 年齢3区分人口割合の推移及び将来推計

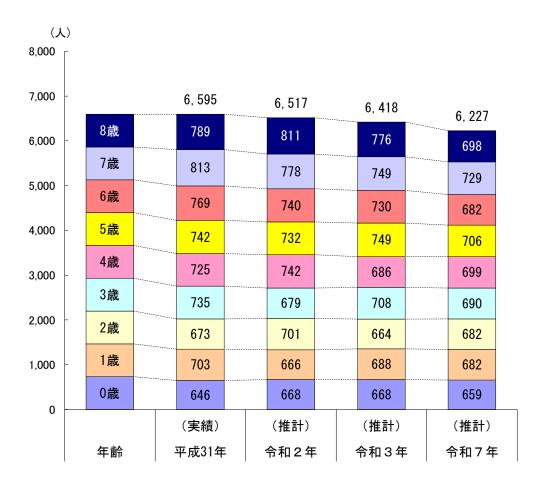
平成2年 平成7年 平成12年平成17年平成22年平成27年令和元年 令和7年 令和12年令和17年令和22年令和27年 │ →推計

> 資料: 国勢調査(各年10月1日時点 ※総数から年齢不詳の方を除いた割合) ※令和元年以降は国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計より

### (4) 第2期計画期間中の8歳以下各歳別人口推計

各歳・男女別住民基本台帳のデータに基づき、コーホート変化率法によって本市の 人口推計を実施しました。

8歳以下の人口の将来推計をみると、平成31年3月31日現在の人口は6,595人であったのが、6年後の令和7年には6,227人となることが推計されており、概ね横ばいに推移する見込みです。年齢によって多少傾向が異なるものの、第2期計画期間(令和2年~令和6年)に限定すれば、大幅な人口減の影響を想定する必要はありません。



図表 4 人口推計結果(8歳以下)

資料:各年の推計結果(住民基本台帳の人口実績より推計)

# 2. 合計特殊出生率の推移

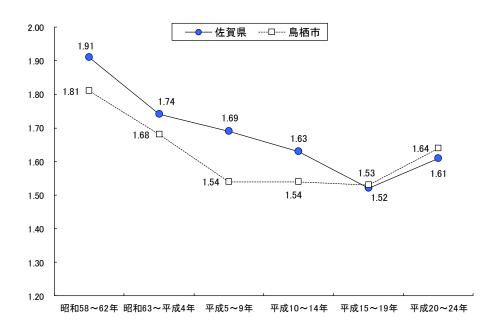
合計特殊出生率とは、1人の女性が出産可能とされる 15 歳から 49 歳までに産む子どもの数の平均を指す指標です。

ベイズ推定とは、偶然変動等を抑えより安定性の高い指標とするために用いられる手法です。本市の人口規模では必ずしもこのような推定手法を用いる必要はありませんが、人口規模の少ない他自治体との比較が可能となるなど利点も多いことから、ベイズ推定値の推移をみることとします。

本市の合計特殊出生率はおおむね県平均と同様の傾向にありますが、人口置換水準 (人口が増加も減少もしない均衡した状態になる合計特殊出生率の水準)である 2.07 を大きく下回って推移しています。

本市の合計特殊出生率は、昭和 58 年から昭和 62 年では 1.81 であったのが、減少を続け、平成 15 年から平成 19 年では 1.53 まで低下しました。しかし、平成 20 年から平成 24 年では増加傾向に転じ、1.64 となっています。

人口ピラミッドを見ると、今後も、出産が可能な女性(人口統計上 15 歳から 49 歳と定義)の総人口が減少していく見込みであることから、合計特殊出生率が今後も増加し続けたとしても、本市の出生数の減少傾向に歯止めがかかる見込みは薄く、合計特殊出率を高める取り組みだけでは少子化対策として不十分であると言えます。



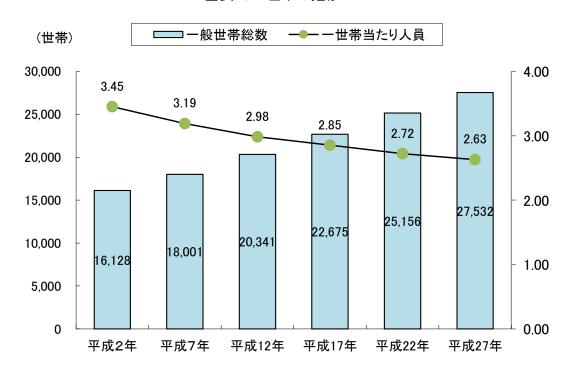
図表 5 合計特殊出生率(ベイズ推定値)の推移

資料:人口動態保健所•市区町村別統計人口動態特殊報告

# 3. 世帯数の推移

本市における世帯数は一貫して増加傾向にありますが、一世帯当たり人員数は一貫して減少傾向にあります。

子育て世帯についても、いわゆる核家族世帯が増加しています。悩みや心配事を相談する機会が少なくなり、かつては家族や近隣から得られていた知恵や支援が得られにくくなることで、家庭内で孤立するリスクが年々高まることが考えられます。



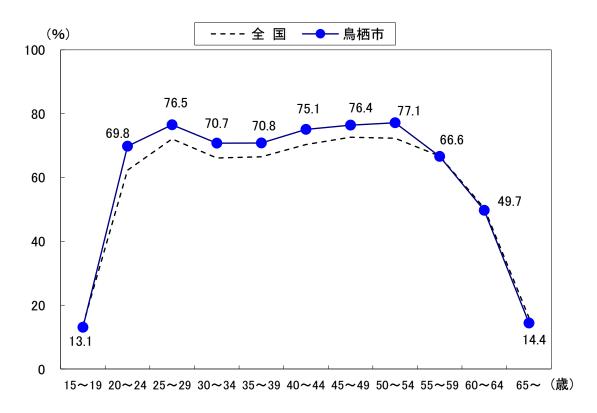
図表 6 世帯の推移

資料:国勢調査(各年10月1日時点)

# 4. 経済状況及び就業構造の変化

共働き世帯数が増加傾向にある中、女性は男性に比べて非正規雇用の割合が高く、また、子育て期に就業を中断する女性が少なくありません。

本市における女性の年齢階層別労働力人口(M字カーブ)をみると、全国平均と比べて女性の労働率はやや高いものの、30歳から39歳の労働力人口割合が大きく落ち込んでいることが見て取れます。



図表 7 女性の年齢階層別労働力人口

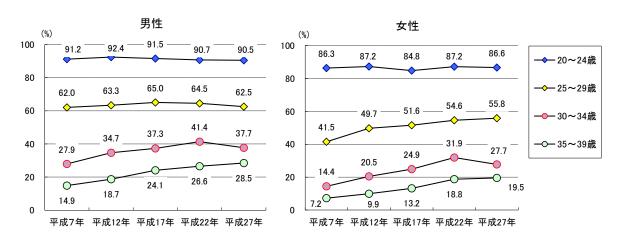
資料: 国勢調査(平成27年10月1日時点)

# 5. 未婚率の推移

本市における 20 歳~39 歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別にみると、25 歳以上ではおおむね未婚率が上昇していることがわかります。

特に、35歳~39歳の男性の未婚率は平成7年では14.9%であったのが、平成27年では28.5%になっています。

また、35歳~39歳の女性の未婚率も、平成7年では7.2%であったのに対し、平成27年では19.5%になっています。男女ともに、未婚化、晩婚化が進行していることが分かります。



図表 8 未婚率の推移

資料:国勢調査(各年10月1日時点)

# 第3章 計画の基本理念

### 1. 計画の基本理念

第6次鳥栖市総合計画における目指すべき将来都市像「住みたくなるまち鳥栖」および子育て支援に関する基本目標「共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち」を掲げ、まちづくりに取り組んでいます。

第2期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画は、第1期計画の基本理念を踏襲し、家庭を基本とした子育てを地域で支えあい、子どもの成長に喜びや生きがいをともに感じられる温かみや安心感のあるまちの実現のため、次のように基本理念を定めて計画を推進していきます。

#### [基本理念]

子育てを支えあい 子どもたちが健やかに成長し よろこび・温かみ・安心感のあるまち

### 2. 計画の基本目標

第1期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画は、下記に挙げる3項目の基本目標を掲げ 推進しました。

平成30年の社会福祉法の一部改正に伴い、地域福祉計画が上位計画として位置づけられたことから、第1期計画の体系を踏襲しつつ、子どもと子育て家庭を取り巻く課題を、行政のみならず、地域全体で解決していきます。

#### [基本目標]

- 1. 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり
- 2. 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり
- 3. 子育て家庭を地域で支える環境づくり

# 3. 計画の体系

#### [基本理念]

子育てを支えあい 子どもたちが健やかに成長し よろこび・温かみ・安心感のあるまち

### 基本目標1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

- 1. 子どもと親の心身の健康の確保
- 2. 子育て家庭の孤立を防ぐ環境づくり

#### 基本目標2 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり

- 1. 仕事と家庭のバランスが取れた良好な子育て環境の構築
- 2. 子育て家庭の多様なニーズに応える環境づくり

### 基本目標3 子育て家庭を地域で支える環境づくり

- 1. 安心して子育てできる安全な環境づくり
- 2. 支援を要する子どもと家庭を地域で支える環境づくり

# 第4章 基本目標ごとの取り組み

### 基本目標1 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

### (1)子どもと親の心身の健康の確保

#### 現状と課題

子どもの事故や病気に対して、保護者や周囲の人は、リスクや対処法を理解しておく必要があります。また、子どもの状態や環境を考慮して、事故や病気の予防や対策を行うことも重要です。

子どもの事故を防止するためには、保護者や周囲の人が配慮できることが多くあります。例えば、子どもを一人で家や車に残さないこと、チャイルドシートを活用すること、医薬品や洗剤やたばこなどを手の届くところに置かないこと、浴槽に水をためたままにしないことなどです。特に、たばこに関しては、乳幼児の誤飲事故の危険性があるだけでなく、妊娠中の胎児への様々な悪影響や乳幼児突然死症候群のリスクを高めることがわかっています。また、妊娠中の母親の喫煙は胎盤剥離や早産、低体重出生の危険性があるため、正しい知識を持ち、十分な健康管理を行うことができるよう支援する必要があります。さらに、副流煙による健康被害を防ぐためにも、家族や周囲の人も、喫煙が及ぼす害について理解を深めておく必要があります。

子どもの病気を予防するためには、妊娠中から定期的に妊婦健康診査を受診し、妊娠中のトラブル予防や疾患の早期発見のための対策を行うことが重要です。また、出生後の定期健診と予防接種も、子どもの健康のために非常に重要です。

妊婦の風疹感染は乳児に先天性の疾患をもたらすことがわかっています。風疹に感染しないためには、母親はもちろんのこと、家族や近所の人、職場なども含めた周囲の人が正しい知識を持って予防に取り組むことができるよう、支援を進める必要があります。

近年では核家族化の進行などにより、様々な事情で妊娠・出産に対して親族を頼る ことができない妊婦も少なからず存在します。妊娠中のトラブルや子どもの発育に関 して誰にも相談できずに悩みを抱えている人も多く、母子の心身の健康状態に配慮で きるよう、育児相談や訪問支援などのきめ細かな支援を継続して行う必要があります。

# 主な取り組みと施策

具体的な取組	内容	担当課
母子健康手帳の交 付	妊娠中の母体と胎児の健康管理を行うため、母子健康 手帳を交付します。	健康増進課
妊婦健康診査	健やかな妊娠期を送り、安全な出産を迎えられるよう、妊婦健康診査受診票を 14 枚交付し、受診票に記載のある項目について無料で検査を行っています。 貧血、妊娠高血圧症候群、妊娠糖尿病などの早期発見と予防のため、身体測定、血液、血圧、尿などの検査を実施します。	健康増進課
妊婦歯科健康診査	母子健康手帳交付の際に受診票を配布し、問診・視診・むし歯・歯周病のチェックを無料で行います。	健康増進課
各種予防接種	●定期予防接種 子どもの定期予防接種を実施しています。対象年齢 期間中は、指定の医療機関にて無料で受けることがで きます。	健康増進課
乳幼児健康診査	<ul> <li>●乳児健康診査 疾病等の早期発見と発育発達などについて、医療機関で健康診査を実施します。</li> <li>●1歳6か月児健康診査(1歳7か月児) 疾病等の早期発見と発育発達などについて、医師や歯科医師等による総合的な健康診査を実施します。</li> <li>●3歳児健康診査(3歳7か月児) 幼児期の心身の発達上最も重要な時期である3歳児に対し、医師、歯科医師等による総合的な健康診査を実施します。</li> </ul>	健康増進課
子育て支援総合コーディネーター	子育てについての情報をとりまとめて子育て家庭や 子育て支援関連機関へ提供します。今後は、市ホームペ ージの改編による情報発信力の向上に努めます。	こども育成課

具体的な取組	内容	担当課
	<ul> <li>●子育て支援センター         市内10か所の子育て支援センターにて電話、メールおよび来所による相談を実施します。</li> <li>●家庭児童相談室         こども育成課内相談室にて相談員による児童の悩みごとの相談を実施します。</li> </ul>	こども育成課
	●お住いの町 民生委員・児童委員による相談を実施します。	社会福祉課
子育ての悩みに 対応する相談支 援体制	<ul> <li>●ほやほや教室 生後2か月児とその保護者を対象に、育児について の講話や個別の相談を実施します。</li> <li>●ぴよぴよ教室 生後4か月~6か月までの乳児とその保護者を対 象に、栄養や離乳食の進め方等についての講和、試食 などを行います。</li> <li>●育児相談 保健師・助産師による子どもの成長発達に関する相 談を実施します。</li> </ul>	健康増進課
	<ul> <li>●母乳相談 助産師による個別の母乳相談を実施します。</li> <li>●栄養相談 管理栄養士による子どもの食に関する相談を実施します。</li> <li>●遊びの広場(きららルーム) 子どもと自由に遊ぶことができ、保護者同士の相談や交流の場となるような遊び場を整備します。</li> </ul>	

#### (2) 子育て家庭の孤立を防ぐ環境づくり

#### 現状と課題

子どもの発育や子育てに関する悩みを抱えつつも、誰にも相談することができないという人は少なからず存在します。

特に、妊娠中や産後において、何らかの事情で親や周囲の人を頼ることができない場合、パートナーの協力が得られにくい場合、子どもに発育の遅れや何らかの障害がある場合などは、子育てに関する悩みを誰に相談すれば良いのかわからず、自分で抱え込んでしまうことがあります。こうした状況が続けば、産後うつや場合によってはネグレクトや虐待などにもつながる可能性があります。

また、平成31年1月に実施した本市の子ども・子育て支援に関するアンケート調査でも、0歳から小学生までの子育て世帯の回答者のうち、3.9%が気軽に相談できる人(場所)が、いない(ない)と回答しています。核家族化や少子化が進行している中、妊娠、出産、子育てを家庭のみに任せるのではなく、生活している地域で周囲の人や様々な関係機関が協力・支援を行い、子育て家庭の孤立を防ぐことが重要です。

妊娠・出産、子どもの発達に関する悩みは、普段からかかりつけ医を持ち、不安 なことや気になることを相談しておくことも重要です。また、本市が実施する訪問 支援などで子育て家庭の状況を把握し、適切な対応へとつなげる必要もあります。

### 主な取り組みと施策

具体的な取組	内容	担当課
	●育児相談 保健師・助産師による子どもの成長発達に関する相 談を実施します。	健康増進課
発達・障害に関す る相談支援体制	●巡回相談 保育所、幼稚園、小中学校、障害児通所支援事業所などを対象として、専門員による巡回相談を実施し、障害が「気になる」段階からの支援を行うなど地域における療育支援体制の充実を図ります。 ●児童発達支援事業所(ひかり園) 子どもの発達や不安についての相談を実施します。	社会福祉課

具体的な取組	内容	担当課
乳児全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭に、保健師や助産師が訪問し、養育環境の把握や育児相談、子育てに関する情報提供を行います。 出産後の身体的・精神的負担を特に感じやすい時期に訪問することで、万が一、養育環境などに問題がある場合に早期に対応できるよう支援を行います。	健康増進課
サークル活動・ボラ ンティア活動等支 援	子育て支援総合コーディネーターにおいて、子育て サークルやお話サークルを含む子育て支援関連機関 へ情報提供をするとともに、交流会や研修会を開催し ています。 とす市民活動センター「クローバー」と連携を図りな がら、活動を支援します。	こども育成課
子育て支援総合 コーディネーター (再掲)	子育てについての情報をとりまとめて子育て家庭 や子育て支援関連機関へ提供します。今後は、市ホー ムページの改編による情報発信力の向上に努めます。	こども育成課
子育ての悩みに対 応する相談支援体 制(再掲)	<ul> <li>●子育て支援センター         市内10か所の子育て支援センターにて電話、メールおよび来所による相談を実施します。</li> <li>●家庭児童相談室         こども育成課内相談室にて相談員による児童の悩みごとの相談を実施します。</li> </ul>	こども育成課
	●お住いの町 民生委員・児童委員による相談を実施します。	社会福祉課
	●育児相談 保健師・助産師による子どもの成長発達に関する 相談を実施します。	健康増進課

### 基本目標2 安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり

#### (1) 仕事と家庭のバランスが取れた良好な子育て環境の構築

### 現状と課題

平成30年に行われた総務省統計の「労働力調査」では、女性雇用者の数は2,946万人に達しており、働く女性の数は年々増加しています。平成31年1月に実施した本市の子ども・子育て支援に関するアンケート調査でも、0歳から小学生までの子育て世帯の回答者のうち、母親の71.0%がフルタイムもしくはパートタイムで就労しており、そのうち15.2%が育児休業中であると回答しています。

働きながら子育てをする女性が増えている一方、仕事と子育ての両立に悩む女性 も多くいます。平成 30 年 11 月に発表された内閣府男女共同参画局の「『第1子 出産前後の女性の継続就業率』及び 出産・育児と女性の就業状況について」の調査報告書によると、第1子の出産を機に離職する女性の割合は 46.9%と、依然として高い状況にあります。

仕事と家庭のバランスが取れた良好な子育て環境を実現するためには、職場や家族の理解と協力が必要です。労働者は原則として育児休業を取得できますが、本市のアンケート調査によると、母親の 16.6%は育児休業を取得しなかったと回答しており、その理由として「子育てや家事に専念するため退職した」、「職場に育児休業の制度がなかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」などの回答が多くありました。一方で、育児休業を取得しなかった父親の大多数は「配偶者が育児休業制度を利用した」、「(配偶者が無職、親族にみてもらえるなどの理由で)利用する必要がなかった」と回答しています。

子育てと仕事の両立のための環境は、依然として厳しい状況にあり、育児休業制度の整備や多様な働き方の推進、様々なニーズに応えることのできる保育サービスの充実など、継続して支援を行っていく必要があります。

# 主な取り組みと施策

具体的な取組	内容	担当課
「仕事と生活の調和」に向けた取り組みの推進	市ホームページなどで男女がともに仕事と家庭を担いあうワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発や仕事と育児の両立支援に関する制度の紹介を行います。	市民協働推進課
待機児童等の解消	保育を必要とする子どもが、待機することなく保育 所に入所できるよう、今後も継続してニーズに合った 保育サービスの提供体制の拡充を図ります。	こども育成課
子育て支援総合 コーディネーター (再掲)	子育てについての情報をとりまとめて子育て家庭 や子育て支援関連機関へ提供します。今後は、市ホームページの改編による情報発信力の向上に努めます。	こども育成課
女性の再就職支援	●女性のための就職支援セミナー ハローワークやとす男女共同参画市民実行委員 会と連携してマザーズ就職支援セミナーを開催し、 家事、育児に専念していた女性の再就職に向けて支 援します。	市民協働推進課
	●鳥栖市就労支援センター(ジョブナビ鳥栖) 佐賀労働局と連携し、ひとり親家庭などの求職者 へ就業相談、求人情報提供、就職活動に必要なサー ビスの提供により就職を支援します。	商工振興課
産後の休業・育児休 業後における特定 教育・保育施設等の 利用	育児休業期間満了時から保護者の希望に合った教育・保育施設などが利用できるように入所申し込みなどを支援します。子育て支援総合コーディネーターの配置ほか、利用者支援事業の開始など、引き続き支援体制の推進・整備を図ります。	こども育成課

### (2) 子育て家庭の多様なニーズに応える環境づくり

#### 現状と課題

女性の社会進出と共働き世帯の増加に伴い、働き方や就労形態が多様化することで、保育に対するニーズも多様化しています。また、近所付き合いの希薄化や核家族化により、子どもを知り合いに預けたり、親を頼ったりすることができない保護者も増えています。このような場合、子どもの突然の病気やけがの際に保護者が仕事を休まざるを得ないなど、子育てと仕事を両立させることが困難になることもあります。

待機児童等の解消や保育所の整備などのほか、一時預かり事業、延長保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブなどのサービスを充実させ、多様化するニーズに対応する必要があります。

#### 主な取り組みと施策

具体的な取組	内容	担当課
教育・保育・子育でに係る保護者の経済的負担の軽減	<ul> <li>●児童手当         中学校終了前までの子どもを養育する保護者に対し、手当を支給します。</li> <li>●児童扶養手当         18歳までの児童を扶養しているひとり親家庭に対し、手当を支給します。</li> <li>●子どもの医療費助成制度         通院医療費助成を中学生まで拡充するとともに、18歳までの児童の入院医療費助成を実施します。</li> <li>●ひとり親家庭等医療費助成         ひとり親家庭の20歳未満の児童を養育している親および18歳までの児童の医療費助成を実施します。</li> </ul>	こども育成課

具体的な取組	内容	担当課
多様なニーズに対 応する教育・保育サ ービスの充実	多様化する保育ニーズに対応できるよう、様々な教育・保育・子育て支援サービスを実施しています。 今後も、ニーズに合わせて柔軟な対応ができるよう、引き続き充実を図ります。 (実施中の各種事業・サービス)・保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業施設・認可外保育施設・一時預かり事業・子育て短期支援事業・病後児保育・地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)・児童センター・ファミリー・サポート・センター事業・放課後児童健全育成事業・妊産婦家事育児支援事業など	こども育成課
認定こども園の普及	既存の幼稚園から認定こども園への移行を推進しています。教育・保育の一体的な提供と保育供給量の拡大のため、今後も継続して推進します。	こども育成課
児童の健全な育成 のための遊びや生 活の場の提供	市内の全小学校に放課後児童クラブを開設し、放課後に保護者が留守の家庭について、児童が安心して過ごす場を提供します。 児童の健全な育成を図るため、今後も継続して放課後の遊びや生活の場の整備に努めます。	生涯学習課
幼児教育・保育と小 学校との連携	幼稚園、保育所、認定こども園、小学校による幼保 小連絡協議会の定期的開催により、相互理解を深めな がら情報連携を図ります。 保育所による放課後児童クラブの運営や教育・保育 施設と連携した養育支援訪問事業を継続し、今後も連 携強化に取り組みます。	学校教育課 こども育成課

### 基本目標3 子育て家庭を地域で支える環境づくり

#### (1) 安心して子育てできる安全な環境づくり

#### 現状と課題

すべての子育て家庭が安心して子育てをするためには、家庭での適切な養育だけでなく、周囲のサポートや見守りなどが必要です。

子育て家庭においては、幼稚園や保育所などを利用している、していないにかかわらず、様々な場面でサポートが必要なことがあり、保護者がサポートを得たいと感じることもあります。

平成 31 年 1 月に実施した本市の子ども・子育て支援に関するアンケート調査からは、周囲のサポートが得られずに仕方なく子どもに留守番をさせた方や親族・知人にみてもらえても、非常に困難を感じた方がいることが見て取れます。

安心して子育てできる環境を実現するためには、地域のみなさんが子ども・子育 て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果た すことが重要です。さらには、家庭、学校、地域、各団体が連携をとり、子育て家 庭を見守る体制を整える必要があります。

また、安全面では子どもの事故等を防止するための配慮が必要となり、保育サービスの質の向上も重要です。

# 主な取り組みと施策

具体的な取組	内容	担当課
ファミリー・サポー ト・センター事業	利用会員(子育ての応援をしてほしい方)と協力会員(子育ての応援をしてくださる方)との相互援助活動を調整支援します。 多様なニーズに応えるために周知活動に努め、協力会員の拡充を図ります。また、会員の養成講座および子どもの安全のための研修も実施します。	こども育成課
妊産婦家事•育児支 援事業	鳥栖市シルバー人材センターと連携し、産前産後の 家事・育児のサポートの利用料を一部助成します。	こども育成課
地域子育で支援拠点事業	地域の子育て支援のため、親子の交流の場を提供しています。また、子育てに関する相談、援助、地域の子育て支援情報の提供、子育てに関する各種講演会なども実施しています。 市内の各小学校区で実施しており、今後も利用者の交流や相談の場として、継続して事業を実施します。	こども育成課
教育・保育の質の向上	保育所および認定こども園は県と、地域型保育施設 および認可外保育施設は公立保育園長と連携して実 施指導を毎年実施し、質の向上に努めます。	こども育成課
保育士等の確保策の推進	県、佐賀県保育士・保育所支援センター、ハローワークと連携のもと、求人募集や集団面接会の開催および施設の参加支援に取り組みます。 保育士等の養成行う高等教育機関などとの連携を取るなど、保育士等の確保に積極的に取り組みます。	こども育成課 生涯学習課

#### (2) 支援を要する子どもと家庭を地域で支える環境づくり

#### 現状と課題

心身の障害によって、日常生活や社会生活で活動の制限や制約を受けている子ど もに対して、家庭はもちろん、地域で安心して暮らすことのできる環境をつくる必 要があります。

行政からの公的サービスや支援のほかに、本人や家族に対する周囲の配慮が自然 に行き届くような雰囲気をつくることも重要です。そのためには、生活環境の整備 や市民への啓発はもちろんのこと、教育の場において、障害に対する正しい知識を 持ち、理解を深めるための支援を行うことも重要です。

障害には、身体的障害のように目に見える障害のほか、内部機能障害や知的障害、 難病、自閉症スペクトラム障害(ASD)や注意欠陥・多動性障害(ADHD)、学習 障害(LD)といった発達障害などもあります。

また、病院で診断が出ない、いわゆる「気になる」段階の子どもの保護者は、周 囲の理解を得にくい、相談する先がわからずに孤立しがちであるなど、支援が行き 届きにくい場合があります。

さらには、子どもの人権を侵害するようなことはあってはならないことですが、 差別やいじめなどの認知件数は年々増加傾向にあります。

行政、家庭、地域、保育、教育が連携しながら、障害に対しての理解を深めるとともに、子どもやその家族が孤立しないよう、相談先や支援体制を周知することが 重要です。

また、児童虐待についても認知件数は年々増加傾向にあります。虐待は、子ども の命にかかわる重大な違法行為です。周囲の人や行政は、親や子どもが孤立しない ように支援するほか、家庭内の事情をできる限り把握し、虐待の防止、早期発見・ 保護のための体制を整えておく必要があります。

# 主な取り組みと施策

具体的な取組	内容	担当課
養育支援訪問事業	乳児全戸訪問事業で、児童や保護者に対して養育支援が必要と判断された場合、保健師等が個別に家庭訪問を実施し、母子の健康状態の把握や相談・助言を行っています。 医療機関や保健福祉事務所、児童相談所との連携を図りつつ、今後も迅速かつ適切な対応に努めます。	健康増進課
障害児施策	保育所において、発達に遅れのある児童を受け入れ、心身の発達を促します。 さらに、多くの保育所や幼稚園などで障害のある児童の受け入れが可能となるようにひかり園などで行う研修を通じて、職員の資質向上と保育内容の充実を図ります。	こども育成課 社会福祉課
	●育児相談 保健師・助産師による子どもの成長発達に関する 相談を実施します。	健康増進課
発達・障害に関する 相談(再掲)	<ul> <li>●巡回相談 保育所、幼稚園、小中学校、障害児通所支援事業 所などを対象として、専門員による巡回相談を実施 し、障害が「気になる」段階からの支援を行うなど 地域における療育支援体制の充実を図ります。</li> <li>●児童発達支援事業所(ひかり園) 子どもの発達や不安についての相談を実施しま す。</li> </ul>	社会福祉課
ひとり親家庭への支援	児童扶養手当の支給や医療費の助成、就職支援、自立支援給付金、高等職業訓練促進給付金事業のなどを実施し、ひとり親家庭の経済的安定を図っています。 今後は、収入や就業形態の改善、子育てとの両立などの支援など、各家庭の生活状況に応じた支援・相談体制の強化に取り組みます。	こども育成課

具体的な取組	内容	担当課
児童虐待の防止	要保護児童等対策地域協議会実務者会議を開催し、 関係機関との連携、情報共有を図るとともに、虐待の 予防・早期発見に努めています。 一時保護が必要な児童については、児童相談所と連 携を取り、対応しています。 今後も関係機関との連携を図りながら、県などが主 催する研修会に参加し、職員の専門性の向上を図りま す。	こども育成課
子育て短期支援 事業	保護者の疾病や経済的理由等で家庭での養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設などで短期間の保護・養育を実施します。	こども育成課
地域子育て支援拠点事業	就学前の児童とその保護者を対象に、子育て相談や各種イベントの開催、子育てサークルの活動支援などを実施しています。 子どもや保護者の相談、交流の場として、今後も継続して事業を実施します。	こども育成課

# 第5章 子ども・子育て支援事業計画

### 1. 見込み量の算出

子ども・子育て支援事業計画では、アンケート調査などから把握した地域のニーズを基に、 将来、保育所や幼稚園などの事業、子育て支援のためのサービスがどの程度必要になるのか を推計し、見込み量(潜在的なニーズ量)を計算します。

本市の見込み量は基本的に国の手引きに準じ前項 Step 1 から Step 6 までの手順を踏んで計算を行っていますが、国の手引きに標準的な算出方法が記載されていない事業については、事業毎に過去の実績の推移や事業に関係するデータの推移、人口推計等を考慮して量の見込みを算出しました。

#### Step 1 現在の家庭類型を把握する

アンケート調査から判明した両親の就労 状況から、家庭状況に応じて8つに分類し ます。 家庭類型は全部でA、B、C、C'、D、E、E'、Fの8つあります。(資料編 p.~参照)



#### Step 2 潜在家庭類型を把握する

Step 1 を基に、さらに今後 1 年以内両親の就労意向を反映させ、潜在家庭類型を分類します。

子どもの年齢や両親の就労の状況から、今後の認定区分や保育ニーズを把握します。

- ・現在パートタイムで勤務している 人の今後のフルタイムへの転換 希望
- ・現在働いていない人の今後の就労 の希望 など



#### Step3 潜在家庭類型別児童推計数

住民基本台帳の情報を基に、今後の出生数などを推計し、将来の子どもの数を算出、それぞれの潜在家庭類型の割合を掛け合わせ、潜在家庭類型別の将来児童数を算出します。

人口の変化率、出産可能とされる 年齢の女性の数の割合や変化、出 生する乳児の男女比などの様々な 要素を用いて、今後の人口を推計 し1年ごとに算出します。



#### Step 4 事業ごとの利用意向率

それぞれの事業ごとに用意されている計算 式を用い、利用意向率を算出します。 計算式は「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』 の算出等のための手引き」によって 国から示されています。



#### Step 5 利用対象児童数の算出

潜在家庭類型ごとに利用できるサービスや事業が異なるため、サービス・事業別に定められた条件に、潜在家庭類型の割合と児童推計数を掛け合わせます。

例えば、保育所を利用できるのは 「保育の必要な事由」に該当すると 考えられる潜在家庭類型に限りま す。



#### Step6 ニーズ量の算出

サービス・事業ごとの利用意向率と対象となる児童数を掛け合わせて算出します。

Step3で推計した今後 1 年ごとの 推計児童数を用い、各年度でニーズ 量を見込みます。

### 2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、量の見込みとその確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとの量の見込みや確保の方策を定めることとされています。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件(人口、交通、地理等)や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

本市では、いわゆる平成の大合併で周辺自治体と合併しておらず生活圏がおおむね市全体に及んでいること、保護者の通勤経路や生活圏を踏まえた施設整備がなされており大きな偏りが見られないこと、施設利用者のニーズに合わせた柔軟な対応ができるようにするためなどの理由から、市全体を一つの提供区域と考え、子ども・子育て支援事業を実施することとしました。

また、地域子育て支援拠点事業と放課後児童クラブに関しては、多くの場合で居住地の近くを利用することや学区ごとに利用される点を考慮して、小学校区ごとに見込み量を算出しています。



図表 9 本市における教育・保育提供区域

区分 / 施設•事業名			区域
教育•保	教育•保育施設	保育所(園)・幼稚園・認定こども園	
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問 型保育 <sup>1</sup> 、事業所内保育	市全域
育	その他	企業主導型保育(地域枠)	
地域子ども・子育て支	(1)利用者支援事業		市全域
	(2) 地域子育て支援拠点事業		小学校区
	(3) 妊婦健康診査		市全域
	(4)乳児家庭全戸訪問事業		市全域
	(5)養育支援訪問事業		市全域
	(6) 子育て短期支援事業		市全域
	(7)ファミリー・サポート・センター事業		市全域
	(8)延長保育事業		市全域
て支援事	(9) 一時預かり事業		市全域
<b>業</b>	(10) 病児·病後児保育事業		市全域
	(11) 放課後児童クラブ		小学校区
	(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業		市全域
	(13) 多様な主体が	本制度に参入することを促進するための事業	市全域

本計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策を記載します。

-

<sup>1</sup> 鳥栖市では現在、居宅訪問型保育事業は実施していません。

# 3. 教育・保育施設の充実

#### (1)教育・保育施設の需要量および確保の方策

### ① 本市の考え方

本市では、子ども・子育て支援法に基づき、需要量(ニーズ量)の見込みに対し供給可能な量<sup>2</sup>に不足が生じる場合は、提供体制の確保のため、令和 2 年度から令和 6 年度の5 か年で計画的に取り組んでいきますが、児童数の推移や市内の住宅開発等の条件により、需要量の変動が予想されるため、計画の途中で必要に応じて見直しを行う場合があります。

見直しにより、ニーズ量の推移が想定を上回り、供給可能な量を超えることになった場合は、地域型保育事業など、新たな確保方策も検討し、待機児童の解消を図ります。

#### ② 認定区分について

子ども・子育て新制度では、希望する教育・保育施設を利用するために、それぞれの 事由や時間に応じて、市から保育の必要性の認定を受けた上で申し込みをします。認定 には、3つの区分があります。

図表 10 本市における保育認定区分

認定区分	対象者(子ども)	利用対象施設
1号認定	満3歳以上~小学校就学前の子どもで、幼稚園などでの	幼稚園
	教育を希望する場合。	認定こども園
2号認定	満3歳以上~小学校就学前の子どもで、「保育の必要な事	保育所
	由」に該当し、保育所などでの保育を希望する場合。	認定こども園
3号認定	満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、	保育所
	保育所などでの保育を希望する場合。	認定こども園
	休月が  体  大  大  大  大  大  大  大  大  大  大  大  大	地域型保育事業所

<sup>2「</sup>供給可能な量」とは、確認を行った認定こども園・幼稚園・保育所の利用定員を積み上げたものです。

# (2)教育・保育施設の事業計画

# ① 1号認定

1号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもが該当します。「保育の必要な事由」に該当しない児童が対象となり、幼稚園・認定こども園を利用することができます。

# 【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	3~5歳			
対象潜在家庭類型	C' 、D、E' 、F			
アンケート調査	今後、幼稚園または認定こども園を利用したいと回答した人			

## 【二ーズ量】

(人)

ź	<b>美</b>	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
ニーズ量の見込 みA		544	542	527	530	526
供給	給可能な量®	691	691	691	691	691
	<b>B</b> -1	372	372	372	372	372
	®-2	275	275	275	275	275
	<b>B-3</b>	44	44	44	44	44
	過不足	147	149	164	161	165

B-1: 市内教育・保育施設(確認を受ける幼稚園、認定こども園)

B-2 : 市内確認を受けない施設(確認を受けない幼稚園)B-3 : 市外教育・保育施設(幼稚園、認定こども園)

## 【確保の方策】

1号認定は、確保提供数に不足は生じていないことから、引き続き既存の市内認定こども園(3園)、幼稚園(5園)にて供給します。

# ② 2号認定 I (幼稚園の希望が強いとされるもの)

2号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育の必要な事由に該当する場合、保育所・認定こども園を利用しますが、保護者の教育的ニーズが強いなどの理由から幼稚園を希望する場合は「2号認定 I (幼稚園の希望が強いとされるもの)」に該当します。

#### 【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	3~5歳
対象潜在家庭類型	A, B, C, E
アンケート調査	現在、幼稚園を利用していると回答した人

#### 【二ーズ量】

(人)

ŕ	<b>東</b> 度	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量の見込 みA		497	495	480	483	479
供給	給可能な量®	497	495	480	483	479
	®-1	275	275	275	275	275
	®-2	200	198	183	186	182
	B-3	22	22	22	22	22
	過不足 B-A	0	0	0	0	0

®-1:市内教育・保育施設(確認を受ける幼稚園、認定こども園)

®-2:市内確認を受けない施設(確認を受けない幼稚園)

B-3 : 市外教育・保育施設(幼稚園、認定こども園)

#### 【確保の方策】

2号認定(幼稚園を希望する人)は、一時預かり事業(幼稚園型)を実施している施設にて供給します。市内認定こども園(3園)、幼稚園(5園)は全園にて一時預かり事業(幼稚園型)を実施していることから、引き続き既存の園にて供給します。

# ③ 2号認定Ⅱ(保育所・認定こども園)

2号認定 I は満3歳から5歳までの未就学の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童から、2号認定 I (幼稚園の希望が強いとされるもの) の児童数を除いた数が該当します。

## 【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	3~5歳
対象潜在家庭類型	A, B, C, E
アンケート調査	今後、保育所・認定こども園を利用したいと回答した人か ら、現在、幼稚園を利用していると回答した人を除く

# 【二ーズ量】

(人)

	年 度	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
ニーズ量の見込 みA		1,145	1,139	1,105	1,112	1,104
伕	は給可能な量®	1,197	1,197	1,197	1,197	1,197
	®-1	1,177	1,177	1,177	1,177	1,177
	®-2	20	20	20	20	20
	®-3	14	14	14	14	14
	過不足	66	72	106	99	107

®-1 : 市内教育・保育施設(保育所、認定こども園)

B-2 : 企業主導型保育施設の地域枠

B-3 : 市外教育・保育施設(保育所、認定こども園)

## 【確保の方策】

2号認定(幼稚園を希望する人以外)は、確保提供数に不足は生じていないことから、引き続き既存の市内保育所(17園)、認定こども園(3園)、企業主導型保育施設の地域枠にて供給します。

# ④ 3号認定 I (O歳児)

3号認定はO歳から満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育所・認定こども園が利用できます。

3号認定は0歳児と1・2歳児で分けて量を見込みます。

## 【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	O歳
対象潜在家庭類型	A, B, C, E
アンケート調査	今後、保育所・認定こども園を利用したいと回答した人

## 【二ーズ量】

(人)

	年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量の見込 みA		299	299	298	297	296
伕	共給可能な量®	253	256	262	280	296
	®-1	226	226	232	250	266
	®-2	12	15	15	15	15
	®-3	12	12	12	12	12
	®-4	3	3	3	3	3
	過不足 <sub>(B</sub> 一 <sub>(A)</sub>	-46	-43	-36	-17	0

B-1 : 市内教育・保育施設(保育所、認定こども園)

®-2 :市内地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育)

®-3:企業主導型保育施設の地域枠

®-4 : 市外教育・保育施設(保育所、認定こども園)

#### 【確保の方策】

3号認定(O歳児)は、既存の市内保育所(17園)、認定こども園(3園)、地域型保育事業所(6園)、企業主導型保育施設の地域枠にて引き続き供給します。しかしながら、ニーズ量が確保提供数を上回ることが見込まれており、不足分については既存認可施設の増改築などによる定員増及び地域型保育事業施設の新規開設により供給量の確保に努めます。

# ⑤ 3号認定Ⅱ(1・2歳児)

3号認定はO歳から満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当する児童が対象となります。保育所・認定こども園が利用できます。

3号認定は0歳児と1・2歳児で分けて量を見込みます。

## 【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	1・2歳
対象潜在家庭類型	A, B, C, E
アンケート調査	今後、保育所・認定こども園を利用したいと回答した人

## 【二ーズ量】

(人)

	年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量の見込 みA		793	825	839	837	835
供	共給可能な量®	712	728	752	800	835
	®−1	623	623	647	695	730
	®-2	47	63	63	63	63
	®-3	31	31	31	31	31
	®-4	11	11	11	11	11
	過不足 <sub>(B</sub> -A)	-81	-97	-87	-37	0

B-1 :市内教育・保育施設(保育所、認定こども園)

®-2 : 市内地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育)

B-3 :企業主導型保育施設の地域枠

®-4 : 市外教育・保育施設(保育所、認定こども園)

#### 【確保の方策】

3号認定(1・2歳児)は、既存の市内保育所(17園)、認定こども園(3園)、地域型保育事業所(6園)、企業主導型保育施設の地域枠にて引き続き供給します。しかしながら、3号認定(0歳児)と同様にニーズ量が確保提供数を上回ることが見込まれており、不足分については既存認可施設の増改築などによる定員増及び地域型保育事業施設の新規開設により供給量の確保に努めます。

# 4. 地域子ども・子育て支援事業の充実

# (1) 利用者支援事業

利用者支援事業とは、市区町村などの窓口や保健センター等で、妊娠・出産や母子の健康、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域の保育所や各種保育サービス、母子健康サービスに関する情報提供や利用支援などを行うものです。

子どもや保護者が、身近な場所で、支援事業計画に基づく事業をはじめ、様々な社会的資源の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、支援を行います。

## 【ニーズ量】

(か所)

年	度	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
基本型	量の見込み	1	1	1	1	1
特定型	確保方策	1	1	1	1	1

(か所)

年	度	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
母子保健型	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1

#### 【確保の方策】

基本型として鳥栖市役所こども育成課において、子育て支援総合コーディネーターなどの支援員により子育て世帯の相談に応じ、各種制度や行事の情報提供を行います。また、子育て支援関連機関へも情報提供を行い、情報の共有や連携強化に努めます。

母子保健型として鳥栖市保健センターにおいて、妊娠期から子育て期までの切れ目の ない支援を目指し、保健師・助産師等が、関係各課及び地域での子育て支援を実施する 団体等との連携に努め、包括的な支援を行っていきます。

# (2) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業とは、乳幼児とその保護者同士が相互の交流を行う場です。 子育てについての相談、情報提供、助言、子育て支援に関する講習など、様々な支援 を行っています。

## 【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	0~2歳
対象潜在家庭類型	全ての家庭類型
アンケート調査	現在「地域子育て支援拠点事業」を利用している人および、 今後「地域子育て支援拠点事業」を利用したい人および、 現在「地域子育て支援拠点事業」を利用しており、今後利用 回数を増やしたい人

[=	ーズ量】	国調查見込量	量は計画書には	掲載しません。	(以下同じ)	
	-					(人回)
	年度	轉	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
	国調査見込量	6,457	6,410	6,474	6,461	6,440
	ニーズ量の見込 みA	22,636	22,472	22,694	22,649	22,578
	供給可能な量®	22,636	22,472	22,694	22,649	22,578
	®-1	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
	過不足 B-A	0	0	0	0	0

B-1 : 設置個所数

## 【鳥栖小学校区】

(人回)

	年 月	芰	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
ニーズ量の見込 み®		見込	8,276	8,216	8,297	8,281	8,255
供	供給可能な量®		8,276	8,216	8,297	8,281	8,255
®-1			1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
過不足 <b>B</b> 一 <b>A</b>		0	0	0	0	0	

B-1 :設置個所数

# 【鳥栖北小学校区】

(人回)

	年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
ニーズ量の見込 みA		3,130	3,107	3,138	3,132	3,122
供給可能な量®		3,130	3,107	3,138	3,132	3,122
	®-1	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
過不足		0	0	0	0	0

B-1 : 設置個所数

# 【田代小学校区】

(人回)

	年 度	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
_		13年2年1文	以中の中央	マーナ 学校		13/10 O <del>1</del> /2
ニーズ量の見込 みA		1,570	1,559	1,574	1,571	1,566
供給可能な量®		1,570	1,559	1,574	1,571	1,566
	®-1	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
過不足		0	0	0	0	0

B-1 : 設置個所数

# 【弥生が丘小学校区】

(人回)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
	年 度	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
ニーズ量の見込 みA		3,874	3,846	3,884	3,876	3,864
供給可能な量®		3,874	3,846	3,884	3,876	3,864
	®−1	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
過不足 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		0	0	0	0	0

B-1 : 設置個所数

# 【若葉小学校区】

(人回)

						· · · · · ·	
	年 月	芟	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
ニーズ量の見込 みA		736	731	738	736	734	
供給可能な量®		736	731	738	736	734	
	®-1		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
過不足 <b>B</b> 一 A		0	0	0	0	0	

B-1 : 設置個所数

#### 【基里小学校区】

(人回)

							· / · · ·
	年	度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
ニーズ量の見込 みA			2,044	2,029	2,049	2,045	2,039
供給可能な量®		能な量®	2,044	2,029	2,049	2,045	2,039
	Œ	3)-1	1 か所				
過不足		_	0	0	0	0	0

®-1 : 設置個所数

## 【麓小学校区】

(人回)

	年	度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
ニーズ量の見込 みA			1,211	1,202	1,214	1,212	1,208
伕	供給可能な量®		1,211	1,202	1,214	1,212	1,208
	B-	-1	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
過不足		_	0	0	0	0	0

B-1 : 設置個所数

#### 【旭小学校区】

(人回)

	年	度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
ニーズ量の見込 み®			1,795	1,782	1,800	1,796	1,790
伕	供給可能な量®		1,795	1,782	1,800	1,796	1,790
	®	)-1	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	過不足 <b>B</b> 一A		0	0	0	0	0

B-1 : 設置個所数

#### 【確保の方策】

平成28年度に若葉小学校区、平成29年度に基里小学校区に設置したことにより、 目指していた小学校区1校区に1か所の設置となりました。鳥栖市社会福祉協議会子育 て支援センター(鳥栖小学校区)と各社会福祉法人の子育て支援センターにおいて、引 き続き保護者の交流の場を確保し、子育てについての相談、助言を行います。

【補正値に関して】 補正値の説明は計画書には掲載しません。(以下同じ)

実績と比較してニーズ量が過少に算出されている。

平成 30 年度は実績値が伸びていることを踏まえ、実績値から量を見込み、各小学校 区の人口推計ごとの利用割合を考慮して見込量とした。

# (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持・増進や妊娠の経過が順調かを知るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施する事業です。

また、必要に応じて妊娠期間中の適時に医学的検査も実施します。

## 【ニーズ量】

(人回)

年	度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
ニーズ量の見込 みA		7,416	7,420	7,397	7,375	7,347
供給可能	な量®	7,416	7,420	7,397	7,375	7,347
過不	足 A	0	0	0	0	0

#### 【確保の方策】

佐賀県、福岡県、長崎県の医師会に所属している医療機関での個別健診を実施します。健診回数の上限は14回となります。

妊婦の疾病予防等の早期発見、早期治療による母子の安心安全な出産のため、今後も引き続き受診しやすい健診体制を確保するとともに、母子健康手帳交付時等に健診の必要性の説明や制度の周知を行い、受診率の維持に努めます。

※平成30年度の実績(実人数)より推計。

# (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況 や養育環境の把握、子育て支援に関する情報提供を行う事業です。

## 【二ーズ量】

(人)

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量の見込 みA	668	668	666	664	662
供給可能な量低	668	668	666	664	662
過不足	0	0	0	0	0

#### 【確保の方策】

今後とも、乳児がいるすべての家庭への訪問を行うため、訪問の趣旨等について、 母子健康手帳の交付時等に、より丁寧な説明に努め、対象者への周知を図っていきま す。

乳児や保護者の状況把握や特に支援が必要なケースの早期発見を図るため、助産師・保健師といった専門家か訪問を行います。

専門性を高めるために、職員の研修をはじめ、関係機関・団体との連携を図りなが ら、適切なサービス提供に努めていきます。

※計画期間中の令和2年度から令和6年度までの0歳児の推計人口数より。

# (5)養育支援訪問事業

様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する具体的な指導・助言・支援等を行うことにより、当該家庭の適切な療育の実施を確保する事業です。

## 【二ーズ量】

(人)

年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量の見込みA	407	402	396	393	388
供給可能な量®	407	402	396	393	388
過不足	0	0	0	0	0

## 【確保の方策】

要保護児童については近年増加傾向にあります。養育支援が特に必要な家庭の把握に努め、庁内の関係部署や医療機関等と連携することで円滑に事業を実施します。

事業内容の周知に努め、養育支援が必要な家庭、特に育児不安等が強い保護者について、継続した支援を行います。

※平成30年度の実績(乳幼児~学童などを含む)より推計。

# (6) 子育て短期支援事業

保護者の病気などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に短期入所させ、必要な保護を行う事業です。

短期入所(ショートステイ)事業のほかに、保護者の仕事などの理由で夜間の子どもの保育が困難な場合に、緊急時に利用できるトワイライトステイ(夜間入所)事業があります。

## 【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	0~5歳
対象潜在家庭類型	全ての家庭類型
アンケート調査	泊りがけの対処法として「短期入所生活援助事業」「留守番」 と回答した人および、 「親族・知人にみてもらった」人のうち、「非常に困難」「ど ちらかというと困難」と回答した人

## 【二ーズ量】

(人日)

年	度	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
国調査見込		0	0	0	0	0
ニーズ量の み®	見込	35	35	35	35	35
供給可能な	量 B	35	35	35	35	35
過不足 B-A		0	0	0	0	0

## 【確保の方策】

緊急のニーズにも対応できるように児童養護施設及び乳児院と連携を図り、引き続き必要な入所保護を行います。

#### 【補正値に関して】

国の手引きに準じた計算では、子育て短期支援事業のニーズは O であったため、過去4年度分の実績から最も利用回数が多い平成28年度が潜在的ニーズ量に最も近いと想定し、量の見込みとした。

# (7) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

#### 【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	5歳
対象潜在家庭類型	全ての家庭類型
アンケート調査	低学年・高学年の放課後の過ごさせ方について「ファミリ ー・サポート・センター」と回答した人

## 【二ーズ量】

(人回)

年	度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
国調査見	込量	0	0	0	0	0
ニーズ量 みA	の見込	669	669	669	669	669
供給可能	だな量®	669	669	669	669	669
過不 B-	足 -A	0	0	0	0	0

## 【確保の方策】

鳥栖市社会福祉協議会内の鳥栖市ファミリー・サポート・センターにおいて、引き続き相互援助の支援を行います。また、多様なニーズに応えるためには援助ができる協力会員の拡充が必要となることから、周知活動にも努めるとともに、会員の養成講座および子どもの安全のための研修も実施します。

#### 【補正値に関して】

国の手引きに準じた計算では、5歳児の保護者に対して、小学校の低学年と高学年の 放課後の過ごさせ方について「ファミリー・サポート・センター」と回答した人をニー ズとして算出しているが、アンケート調査での該当者は0名であった。

過去4年間の小学生のファミリー・サポート・センターの利用実績より、最も利用回数の多かった平成27年の実績の利用実績を基に、推計児童数に当てはめて推計したものを見込むこととした。

# (8)延長保育事業

保育認定を受けた子供について、保育所、認定こども園等の通常の開所日、開所時間以外の日や時間帯において、保育を実施する事業です。

## 【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	0~5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート調査	今後、「幼稚園」以外を利用したいと回答し、かつ、 希望利用時間に 18 時以降と回答した人

## 【二ーズ量】

(人)

年	度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量 み係	量の見込	1,011	1,005	994	996	990
供給可能	だな量®	1,011	1,005	994	996	990
過不 ® -	定 - (A)	0	0	0	0	0

## 【確保の方策】

延長保育は市内保育施設全園において実施しており、引き続き必要とする保育所入所 児童へ適切に事業を行います。また、事業を実施するためには継続した保育士の確保が 必要となることから、保育士確保策の推進にも努めます。

# (9) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、主に昼間において保育所、幼稚園、認定こども園等で一時的に子どもを預かり、必要な保護を行う事業です。保育所入所の要件に満たない短時間労働の保護者の就労支援や保護者の疾病等にも対応しています。

## ① 一時預かり(幼稚園型)

幼稚園の在園児を対象として、保護者の仕事や事情により、通常の開園日や時間外に 児童を預けることができる事業です。

## 【ニーズ量の算出方法】

## (1号認定による利用)

対象年齢	3~5歳
対象潜在家庭類型	C'、D、E'、F
	今後、「幼稚園」「認定こども園」を利用したいと回答した人
アンケート調査	で、「一時預かり」「預かり保育」を利用していると回答した
	人

## (2号認定による利用)

対象年齢	3~5歳
対象潜在家庭類型	A、B、C、E
アンケート調査	現在、「幼稚園」を利用していると回答した人

## 【二ーズ量】

(人回)

年	度	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量 み係	量の見込	50,716	50,480	48,949	49,256	48,879
供給可能	どな量®	50,716	50,480	48,949	49,256	48,879
過7 ®-	·足 -A	0	0	0	0	0

#### 【確保の方策】

一時預かり(幼稚園型)は市内幼稚園、認定こども園全園において実施しており、 引き続き必要とする在園児童へ適切に事業を行います。

# ② 一時預かり(その他)

保護者の勤務や事情により、子どもを一時的に保育所や認定こども園などに預けることができる事業です。幼稚園在園児を対象とした一時預かり(幼稚園型)とは異なり、 基本的には全ての年齢の児童、家庭で利用することができます。

#### 【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	0~5歳
対象潜在家庭類型	全ての家庭類型
アンケート調査	不定期事業を「利用したい」と回答した人

## 【二ーズ量】

(人回)

年	度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
国調査見込	:量	28,726	28,546	28,403	28,432	28,295
ニーズ量の みA	)見込	3,800	3,767	3,892	3,867	3,864
供給可能な	量®	3,800	3,767	3,892	3,867	3,864
過不足		0	0	0	0	0

#### 【確保の方策】

一時預かり(その他)は、市内保育所(8園)、認定こども園(1園)、地域型保育事業(1園)において実施しており、引き続き必要とする家庭へ適切に事業を行います。 しかしながら、令和元年度は保育士不足により事業を休止した施設もあることから、保育士確保策の推進にも努めます。

#### 【補正値に関して】

事業の性質上、保育施設利用者の利用はないと考えられるため、保育の必要性が高い潜在的家庭類型 A、B、C、Eについては、利用対象者から除外して再計算を行った。

# (10) 病児・病後児保育事業

病気または病気の回復期にある児童で、病気が原因で通常の保育サービスが利用できない場合に、病院・保育所等に敷設された専用スペース等において、看護師等が病児および病後児の一時的な保育等を行う事業です。

#### 【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	0~5歳
対象潜在家庭類型	A, B, C, E
アンケート調査	子どもの病気やケガにより「病児・病後児保育を利用した」 「ファミリー・サポート・センターを利用した」「留守番させ た」と回答した人および、 「父親が休んだ」「母親が休んだ」と回答した人で、病児・病 後児保育施設を「利用したい」と回答した人

## 【二ーズ量】

(人日)

年	度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
国調査見	込量	4,619	4,591	4,542	4,552	4,527
ニーズ量 みA	の見込	25	25	30	30	30
供給可能	な量®	25	25	30	30	30
過不 <sub>B</sub> —	足 A	0	0	0	0	0

#### 【確保の方策】

市内保育所(1園)、企業主導型保育施設(1園)において病後児保育を引き続き行います。病気の回復期に至らない子どもを対象とした病児保育についても、核家族世帯の増加により利用意向が高まっていることから、事業開始を目指します。

【補正値に関して】国の手引きに準じた計算では、子どもが病気やけがにより実際に「病児・病後児保育施設を利用した」と回答した人と、「父親または母親が休んだ」と回答した人のうち「できれば病児・病後児保育施設を利用したい」と回答した人をニーズとして挙げているが、「病児・病後児保育施設を利用した」と回答した人はいなかった。そのため、ニーズとして挙がっているのは、子どもが病気またはけがの際に「父親または母親が休んだ」と回答した人のうち、「できれば病児・病後児保育施設を利用したい」と回答した人のみである。病児・病後児保育施設の利用を希望した人の多くは、実際には病児・病後児保育施設を利用しているとは限らないため、実績値を踏まえて補正を行った。

# (11) 放課後児童健全育成事業

# ① 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

## 【ニーズ量の算出方法】

対象年齢	5歳
対象潜在家庭類型	A, B, C, E
アンケート調査	低学年・高学年の放課後の過ごさせ方で「放課後児童クラ ブ」と回答した人

## 【ニーズ量】

	年	度	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
玉	調査見込	量	1,838	1,796	1,770	1,732	1,710
	ニーズ量の見込 み <sup>(A)</sup>		1,196	1,174	1,135	1,114	1,084
	1 年生		265	263	266	245	253
	2年生		279	270	261	269	244
	3年生		291	280	266	262	263
	4年生		117	119	113	108	106
	5年生		124	117	115	112	107
	6年生		120	125	114	118	111
/+	+%全司治5	اد © ©	820	1,060	1,206	1,206	1,206
1)-1	供給可能な量圏		19 か所	25 か所	29 か所	29 か所	29 か所
	過不知	<u>F</u>	-376	-114	71	92	122

# 【鳥栖小学校区】

(人)

	年	度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
	ニーズ量の見込 みA		162	160	159	157	164
	1 年生		36	36	37	35	38
	2年生		38	37	37	38	37
	3年生		39	38	37	37	40
	4年生		16	16	16	15	16
	5年生		17	16	16	16	16
	6年生		16	17	16	16	17
/+	供給可能な量®		98	138	178	178	178
1)			2 か所	3 か所	4 か所	4 か所	4 か所
	過不足		-64	-22	19	21	14

# 【鳥栖北小学校区】

	年	度	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	.ーズ量 ·A	の見込	176	176	170	169	168
	1 年生		39	39	40	37	39
	2年生		41	41	39	41	38
	3年生		43	42	40	40	41
	4年生		17	18	17	16	16
	5年生		18	17	17	17	17
	6年生		18	19	17	18	17
/+	供給可能な量®		90	130	170	170	170
1)			2 か所	3 か所	4 か所	4 か所	4 か所
	過不. B 一	足 A	-86	-46	0	1	2

# 【田代小学校区】

(人)

	年	度	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
	.ーズ量 <i>0</i> .A	D見込	176	175	170	167	165
	1 年生		39	39	40	37	39
	2年生		41	40	39	40	37
	3年生		43	42	40	39	40
	4年生		17	18	17	16	16
	5年生		18	17	17	17	16
	6年生		18	19	17	18	17
/+	+ タヘニー ゴ 台にナ	ار (ع	82	122	162	162	162
17	供給可能な量圏		2 か所	3 か所	4 か所	4 か所	4 か所
	過不足		-94	-53	8	-5	-3

# 【弥生が丘小学校区】

	年	度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度
	.ーズ量( ·A	の見込	193	178	155	141	124
	1 年生		43	40	36	31	29
	2年生		45	41	36	34	28
	3年生		47	42	36	33	30
	4年生		19	18	15	14	12
	5年生		20	18	16	14	12
	6年生		19	19	16	15	13
/+	+終高治	た	166	166	166	166	166
17	供給可能な量圏		3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	過不) B)一(	A A	-27	-12	11	25	42

# 【若葉小学校区】

(人)

	年 度	令和2年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
	.ーズ量の見込 ·A	90	88	82	83	80
	1 年生	20	20	19	18	19
	2年生	21	20	19	20	18
	3年生	22	21	19	20	19
	4年生	9	9	8	8	8
	5年生	9	9	9	8	8
	6年生	9	9	8	9	8
/+	は給可能な量®	76	116	116	116	116
所加可能な重要		2 か所	3 か所	3か所	3 か所	3 か所
	過不足 <sup>(B)</sup> 一(A)	-14	28	34	33	36

# 【基里小学校区】

	年	度	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
	.ーズ量 ·A	の見込	82	79	80	82	80
	1 年生		18	18	19	18	19
	2年生		19	18	18	20	18
	3年生		20	19	19	19	19
	4年生		8	8	8	8	8
	5年生		9	8	8	8	8
	6年生		8	8	8	0	8
/+	松可能	た星の	46	86	86	86	86
1)	供給可能な量®		1 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	過不 ®-	足 A	-36	7	6	4	6

## 【麓小学校区】

(人)

	年	度	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
	ーズ量 (A)	の見込	136	139	140	141	134
	1年生		30	31	33	31	31
	2年生		32	32	32	34	30
	3年生		33	33	33	33	33
	4年生		13	14	14	14	13
	5年生		14	14	14	14	13
	6年生		14	15	14	15	14
/+	供給可能な量®		84	124	150	150	150
1)			3 か所	4 か所	5か所	5か所	5 か所
	過不 ®一	足 A	-52	-15	10	0	16

## 【旭小学校区】

(人)

	年 度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度
	.ーズ量の見込 ·A	181	179	179	174	169
	1年生	40	40	42	38	39
	2年生	42	41	41	42	38
	3年生	44	43	42	41	41
	4年生	18	18	18	17	17
	5年生	19	18	18	18	17
	6年生	18	19	18	18	17
/+	は給可能な量®	178	178	178	178	178
17	神心形の重心	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
	過不足 <sup>B</sup> 一A	-3	-1	-1	4	9

#### 【確保の方策】

令和元年度現在8小学校区で、公設民営(運営主体:鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会)16クラブ、民設民営(運営主体:社会福祉法人)3クラブ、計19クラブを開設しています。

放課後児童クラブの受入対象を小学校3年生以下から6年生までに拡大し、待機児童が発生しています。また、高学年は、夏休み等の長期休暇のみの利用が増加しています。

放課後児童クラブの増設と、学校施設等を活用した、長期休暇期間の臨時放課後児童 クラブの増設などを進めていきます。

## 【補正値に関して】(前項放課後児童クラブ)

国の手引きに準じた計算では、就学前のアンケートに回答した5歳児の保護者のうち、小学校の低学年、高学年の放課後の過ごさせ方について「放課後児童クラブ」と回答した人を見込んでいる。

利用実績との乖離が大きいため、小学生の利用状況より再度推計を行った。 小学生の潜在的家庭類型と放課後の過ごさせ方を基に、国の手引きに準じて低学年から高学年までサービスを継続して利用した場合を推計した。

## ② 放課後子ども教室

保護者の就労に関わらず、すべての小学校に就学している児童に対し、授業の終了後及び土曜日・長期休暇中に、地域にすむ指導者の下、スポーツ・文化などの体験活動を行い、地域で子どもを見守り、心身ともに健やかな成長を促進する事業です

#### 【二ーズ量】

(実施校区数)

年	度	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量の見込 みA		8	8	8	8	8
供給可能な	B 量え	8	8	8	8	8
過不足 <b>B</b> 一 <b>A</b>		0	0	0	0	0

#### 【確保の方策】

各小学校区にあるまちづくり推進センター事業として全てで実施しています。 学校施設内で放課後子ども教室を開催するなどの取り組みにより、放課後児童クラブ との一体的な、又は連携による実施を目指し、一層の充実を図っていきます。

# (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得であるため生計が困難である世帯にいる子どもが、保育所等を利用した場合に おいて、保育所等に通園する中で、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要す る費用等(実費徴収額)を補助することで、円滑な保育所等の利用を図り、子どものす こやかな成長を支援する事業です。

また、令和元年度 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所・認定こども園・新制度移行幼稚園の利用者のうち、年収 360 万円未満相当の世帯に対して、副食費の実費負担が免除されるため、新制度未移行幼稚園の利用者の該当世帯についても副食費の支給を実施します。

# (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

今後の保育ニーズに応じて検討し、取り組みを推進します。

# 5. 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

# (1)認定こども園の普及に関する考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能や特長をあわせ持ち、幼児教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子どもを保護者の就労状況等で分けずに柔軟に受け入れることのできる施設です。

本市においては、今後、子育て家庭の状況や地域の実情に応じた認定こども園の普及に努めるとともに、当該施設への移行を希望する既存施設に対しては、引き続き移行に向けた情報提供や相談・助言等の必要な支援を行っていくこととします。

# (2) 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校との連携の推進

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校との間で、幼児教育・保育の必要性の共通理解を図り、幼保小の連携を強化します。

地域子ども・子育て支援事業を実施するにあたっても、地域の教育・保育施設との連携も踏まえた事業の実施に取り組みます。

# (3) 3歳未満児に係る取り組みと3歳以上児にかかる取り組みの連携

乳幼児期の発達は連続性を有するものであることや保護者の安心感を確保するため、 地域型保育事業を利用する3歳未満の子どもが、3歳以降も質の高い教育・保育を利用 することができるよう、市内教育・保育施設利用の確保と施設間の情報連携を推進しま す。

# (4) 外国につながる幼児への支援

国際化の進展に伴い、本市においても、海外から帰国した幼児や外国人の幼児が増えています。本市に居住する、外国につながる幼児とその家族のニーズを適切に把握し、これらの幼児が幼稚園、保育所、認定こども園や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、保護者に対しては就学前施設に関する情報提供や就園に必要な手続きに関する支援、相談窓口の充実等を、事業者に対しては研修の実施等の支援を行います。

# (5) 就学前教育・保育の「質の向上」に向けた取組

新制度では、質の高い教育・保育を総合的に提供することとされており、その実現に あたっては、教育・保育事業の従事者全体のさらなる質の向上を図るための取組を進め ることが重要です。

本市では、保育所および認定こども園は県と、地域型保育施設および認可外保育施設は公立保育園長と連携して実施指導を毎年実施し、質の向上を図っています。

保育者の専門性の向上のため、教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容 や指導方法、環境の改善等について助言等を行う専門員の配置に取り組みます。